

道路面に長さ2m以上の生け垣をつくる場合、

設置費用及びブロック塀等の取り壊し費用を補助します。

生け垣は、目に触れるみどりとして生活に潤いをもたらす、倒壊などの危険がなく、避難路の確保や焼け止まり効果など防災面でも高い効果があります。

町では、目に触れるみどりを増やし安全で快適なまちづくりを進めるために、住民が道路に接した敷地の部分に生け垣を設置する場合、要した費用の一部を補助する「生け垣づくり補助金」を交付する制度があります。ご利用ください。

担当 土木課 電話 079-435-2365(直通)

生け垣設置補助制度の概要

補助できる金額	<ul style="list-style-type: none">・ 生け垣設置費用 長さ1mにつき1万円。10cm単位で計算します。ただし、実費が1メートル当たり1万円未満の場合は実費分です。(限度額10万円)・ 既存塀撤去費用 生け垣を設置するためにブロック塀等を撤去した場合は、撤去費用として1mにつき別途1万円。(限度額10万円) 実際に撤去した塀の長さのうち、生け垣を設置した分の長さが上限になります。
制度を利用する場合の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 設置する生け垣が公道に面している。・ 設置する生け垣の長さが2m以上ある。・ 生け垣の樹木の高さが設置時に1m以上ある。・ 形態などについては細かい要件があります。事前にお問い合わせください。
補助の対象にならない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 畑や空き地につくる生け垣(ただし駐車場は可)・ 生け垣に付随して行われた低木類の植栽や飾り石設置の費用・ 生け垣と道路の間に遮蔽物を設置した場合(ブロック2段程度の土留は補助可。)

手続きの流れ

開始	まず、土木課までご連絡又はお越しください。 電話 079-435-2365(直通)
2	補助制度及び補助対象となる生け垣の形態などを説明させていただきます。
3	申請書に必要事項の記入、施工業者からの見積書及び現場の写真が用意できましたら、土木課までご提出ください。 提出後、町より「生け垣づくり補助金交付認定通知書」を申請者へ送付します。
4	補助制度の条件にあった生け垣づくりに着手してください。
5	生け垣が完成したら、「完成届」を提出してください。現地に生け垣や撤去した塀の長さを測定するため現地確認いたします。
6	「補助金支払通知書」が届いたら、「補助金交付請求書」を町に郵送又は持参してください。
終了	約2～3週間後に口座への振込みが完了します。

完成後は、生け垣の適正な管理と育成に努めてください。

生け垣に適している樹種

樹種	成長速度	耐日影	ワンポイント
イヌツゲ	×	◎	萌芽力が強く仕立てやすい
サザンカ	×	◎	10～12月に鮮やかに花が咲く
サワラ	◎	△	やわらかな感じで新芽はもえぎ色
ニッコウヒバ	◎	△	新芽が黄金色で美しい
ヒイラギモクセイ	◎	×	9～10月に花が咲き香りがよい
ベニカナメモチ	◎	△	新芽が赤く映える
マサキ	◎	◎	光沢のある新緑

その他の樹種でも刈込みに強い樹種ならば生け垣になります。